

# やすらぎホール会員 会則

## 第1条（目的）

この会則は会員並びにその親族が葬儀に際し、JAあいち豊田やすらぎホールを利用する事により、便宜や安心感を享受し、家族のくらしの安心をはかることを目的とする。

## 第2条（名称）

この会員は「やすらぎホール会員」（以下会員という）と称する。

## 第3条（会員資格）

会員は次項に定める資格要件にて入会を認める。

1. 所定の入会申込書に必要事項を記入の上、申し込みをした契約者とする。
2. 会員資格日は、申し込みをした日とする。

尚、会員には入会后、すみやかに「会員証」を発行する。但し、会員証を紛失破損などして再発行する場合はカード代金として300円申しあげます。

## 第4条（会員の資格消滅）

会員は次の事項に定める要件にて資格消滅により退会する。尚、会員は資格消滅により「会員証」を返還する。

1. 地区外に住居を移転し、JAあいち豊田やすらぎホールを利用出来なくなった場合。
2. 会員自ら何らかの理由により「会員証」を返還した場合。

## 第5条（会員特典）

会員はJAあいち豊田やすらぎホールを利用した場合、次の特典を受けることができる。

1. 当社が定めた「ホール葬セット料金」の5%の割引が受けられる。
2. 香典返し商品（返礼品ギフト）の5%の割引が受けられる。（生花・籠もり・料理・その他用品等は除く）

※会員本人及び同居家族全員並びに会員の扶養家族が利用した場合も会員特典を受ける事が出来る。

## 第6条（事務局）

この会の事務局は、（株）JAあいち豊田サービスとする。

※お客様が本書面に記載された個人情報（住所、氏名、性別、電話番号）は、当社の葬祭事業に係る営業活動（ダイレクトメールの発送、電話勧誘、メール勧誘、訪問勧誘等）のために使用することがあります。尚、お客様の承諾なしに他の目的には使用いたしません。